

愛媛県人権施策推進基本方針
第三次改訂案

令和 年 月

目 次

第1章 人権施策推進基本方針策定の背景	1
1 国際的な動向	1
2 国内の状況	2
3 県内の状況	3
4 基本方針の改訂	4
第2章 人権施策推進基本方針策定の考え方	6
1 基本方針の性格	6
2 基本方針の目指すもの	6
3 基本方針の見直し	7
第3章 人権施策の推進方針	8
1 人権教育・啓発の推進	8
（1）あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	8
（2）特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進	10
（3）指導者等人材育成の推進	12
2 人権擁護	13
（1）人権救済制度の早期確立	13
（2）人権擁護委員の活動支援と連携	13
（3）人権相談の充実・強化、人権侵害の救済	13
（4）福祉サービスの苦情解決制度の円滑な運用	14
（5）愛媛県男女共同参画推進委員制度の適切な運用	14
（6）権利擁護への取組の推進	15
第4章 重要課題への対応	17
1 女性	17
2 子ども	20
3 高齢者	24
4 障がいのある人	27
5 同和問題	31
6 外国人	34

7	エイズ患者・H I V感染者	37
8	ハンセン病患者・回復者及びその家族	38
9	犯罪被害者等	40
10	性的指向・性自認（S O G I）	42
11	インターネットによる人権侵害	44
12	北朝鮮による拉致問題	46
13	被災者	46
14	その他の重要課題	47
	（1）刑を終えて出所した人	47
	（2）アイヌの人々	48
	（3）ホームレス・生活困窮者	49
	（4）人身取引	49
	（5）ハラスメント	50
	（6）その他	51
第5章	推進体制	52
1	県の推進体制	52
	（1）全庁的な推進組織の構築	52
	（2）愛媛県人権啓発センターの機能強化	52
2	国及び市町村との連携	53
3	N P O、各種団体等多様な主体による協働	53
4	県民に期待される役割	53
	用語解説（50音順）	55